

広島県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名 称	所 在 地		
嶋田 将希	(出張專業)	尾道市向東町九七二三番地	はり・きゅう	令和五年三月一日
吉岡 和樹	広島総合訪問はりきゅうマッサージ協会ゆたか	呉市西中央三丁目八番二四号一四〇四号室	はり・きゅう	令和五年一月五日
西田 浩規	ほねつぎ げんき堂 広島海田院	安芸郡海田町月見町一〇番五号二F	柔道整復	令和五年一月四日
米田 かおり	マッサージ治療院 みつばち尾道	尾道市向東町二一八七番地八	あん摩マッサージ指圧	令和五年四月四日